

2023年度査察事績—コロナ禍前の水準へ

●査察件数は、ほぼ2019年並みに！

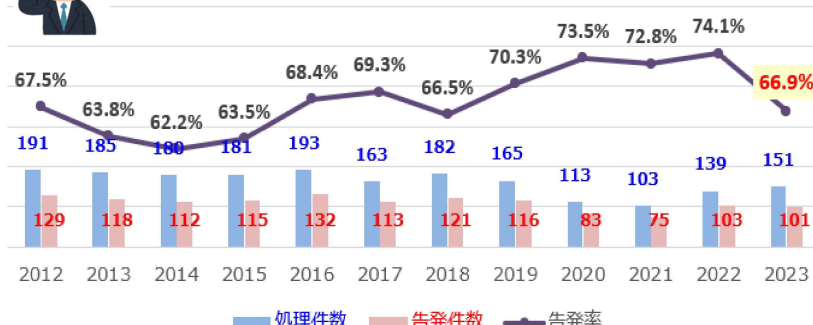
2023年度に全国の国税局が実施した査察調査では、着手件数、処理件数や脱税規模などがコロナ禍前の2019年の水準に戻っています。

着手件数は154件（2019年は150件）、処理件数は151件（同165件）、脱税総額も119億8千万円（同119億8,500万円）とそれぞれほぼ同水準でした。

1件あたりの脱税額は8,800万円で、2019年の8,000万円より増えました。



査察の処理件数と告発率の推移



- ◎ 処理案件：査察調査を開始後、検察庁へ告発するかどうかの判断が済んでいる案件
- ◎ 告発案件：処理案件のうち、検察庁へ告発した案件
- ◎ 告発率：処理件数に占める告発件数の割合

●4つの重点チェックポイント

査察は次の事案を重点に実施されます。

- ①消費税法事案
- ②無申告事案
- ③国際事案
- ④社会的波及効果が高い事案



2023年査察の重点取組事案の告発件数

(件)

区分	2019	2020	2021	2022	2023
消費税法事案	32	18	21	34	27
うち不正受還付	11	9	9	16	16
無申告ほ脱事案	27	13	16	15	16
うち単純無申告	11	7	4	6	11
国際事案	25	27	17	25	23

●一審はすべて“有罪判決”

査察事件の一審判決は83件すべて有罪、9人は実刑判決に。最も重いのが懲役4年、他の犯罪との併合事件では懲役6年でした。また、過去3年間261件の一審判決もすべて有罪でした。



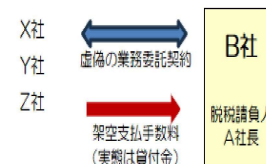
告発の多かった業種

2023年度		2022年度		2021年度	
業種	件数	業種	件数	業種	件数
不動産業	18	建設業	22	建設業	19
建設業	16	不動産業	13	不動産業	15
人材派遣	6	小売業	12	卸売業	4
小売業	5	人材派遣	5	-	-

◆ 告発事例 ◆

◆ 脱税請負人への架空支払手数料で脱税

脱税請負人Aは、B社に対する虚偽の経費を計上し、所得を少なくする脱税スキームをX社などに提案。X～Z社はそのスキームを利用し法人税を脱税していた。



◆ 無申告の詐欺行為による所得も課税！

いわゆる詐欺行為で被害者に虚偽の事実を伝えて金銭をだまし取り、多額の収入を得ていたが所得税は無申告だった。手に入れた金銭は、すべて飲食店等での個人的な遊興費に費消してしまった。
※実は、犯罪行為による所得でも課税対象です。詐欺の犯人は、詐欺行為に対する刑罰のほかに、脱税でも厳しい指摘を受けることに。



◆ 土木建築業で架空外注加工費を計上

架空の外注加工費を計上するなど2期分の所得2億3,700万円を秘匿し、法人税等5,400万円を免れた【過少申告ほ脱犯】。
また、消費税は1,200万円を免れ、1,000万円の還付まで受けていた【過少申告ほ脱犯、受還付犯】。



◆ 不動産賃貸業者が貸付金を業務手数料に仮装

本来、資産計上すべき貸付金を“業務手数料”に仮装して計上することで、2期分の所得3億5,700万円を秘匿し、法人税等8,900万円を免れた【過少申告ほ脱犯】。
また、同期間分の消費税1,900万円を免れたうえ、3,000万円の還付まで受けた【過少申告ほ脱犯、受還付犯】。

◆ 漫画家による3年分の所得2億6千万円の無申告

漫画家Aは、所得税の確定申告書を提出せずに放っておき、3年分4,700万円の所得税を免れた【単純無申告ほ脱犯】。

